

「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」 に関する省令等改正について CISTEC より意見提出

CISTEC 事務局

「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」の貿易外省令等改正に関するパブリックコメント募集開始については、前掲の輸出管理 News の記事で紹介したところである。

これに対して、CISTEC では、関係委員会とともに、産構審小委提言の趣旨・内容と提示された改正省令・告示案を仔細に検討の上、10月4日付で意見を提出した。

意見内容については、大別すると、以下のように分類される。

（1）産構審小委提言内容と改正省令・告示の対応関係についての確認

パブリックコメント募集時に示された「技術管理強化のための新たな官民対話スキーム」については、産構審小委の中間報告における提言を踏まえて、それを具体化するものである。ただ、産構審小委提言内容が、改正貿易外省令、告示にどのように反映されているかについて、小委提言内容を十分フォローしているとは限らない企業等にとっては、必ずしもすぐに理解できるとは限らないため、自主管理支援の観点から、対応関係について確認を行っている。

（2）「官民対話スキーム」の法令上の位置付けの明確化等の要望

① 「官民対話スキーム」全体の法制面での位置付け

の明確化（通達の制定）

官民対話スキームについては、産構審小委提言の内容とそれを踏まえたパブコメ募集に際して添付された概要説明資料（前掲記事の別添参照）を見れば理解できるものの、法令上は、官民対話スキームのパーツ部分が規定されるに留まっており、スキーム自体を法令（通達を含む）の形で明確化するものがない形になっている。

基本スキームは、概要説明資料では、「①事前報告」→「②官民対話」→「③インフォーム」となっているが、①が告示、③が改正省令で手当てされているが、②のメインの部分が法令上の手当てがなされていない構図になっている。

このため、産構審小委提言で示された趣旨・目的の説明とともに、①～③の全体的枠組みを説明する「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の制定による対話スキームの法制面での位置付けの明確化も要望している（「仲介貿易運用通達」が参考になる。関係する規定を統合的に説明し、仲介貿易に関する規定の全体像が理解できる）。

② 省令のインフォーム規定と告示との紐付け

また、キャッチオール規定の括弧内で追加された「（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」は、告示で定められた「重要管理対象技術」の定義でいうところの「おそれ」と考えられる。ただ、この省令と

告示間とで法令上の紐付けがない。

⑤その他の明確化等

このため、何らかの法令上の紐付けの手当てをするか、又は前掲の「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の中で明確にする等の要望を行っている。

（3）「官民対話」プロセスの明確化による混乱の回避

①「契約締結の前に」の期限の告示上の明確化

官民対話プロセスについては、告示で、報告は「契約締結前に」とされ、概要説明資料では、対話の結果「原則30日以内」に、懸念あればインフォームを行う旨が示されている。

これにより、事前報告後、原則30日間は官民対話期間となることはわかるが、ただ、「原則30日以内」との点は、告示では示されていない。

また、「契約前に」ということを以て報告義務は果たされることになるので、極端な場合、その直後に契約締結しても、報告者である企業等は責任を問われないことになる。

これらの点から生じる混乱を回避するためにも、「契約締結の30日前までに」と規定したほうがいいのではないかとの意見を出している。

②官民対話の結果についての明確化

官民対話の結果、懸念がある場合や条件を付す必要がある場合にはインフォームが行われることはわかるが、懸念がない又は懸念が解消された場合の「対話結果」の扱いは明確ではない。対話は実質的には貿易管理部ではなく所管課室と行うことが想定されているが、「対話結果」（結論）について、企業と所管課室間、所管課室・部局内、貿易管理部と所管課室間等で、認識に齟齬があると、契約締結に至ることによって大きな混乱が生じる。このような混乱を回避するために、事前報告を提出した貿易管理部の担当課より、形成された共通認識、前提等について文書で交付されるよう要望意見を出している。

（4）各種の明確化その他

- ①事前報告の対象となる行為類型の具体例を通じた明確化
- ②事前報告の対象となる技術範囲の確認
- ③個別の重要管理対象技術に関する確認、意見等
- ④現行のキャッチオール規制での客観要件は影響を受けないことの確認

別添

経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室パブリックコメント担当御中

「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案等」に対する意見

2024 貿情セ調（経提）第2号

2024年10月4日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉晴夫 主任研究員 岡本実紀
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
[電子メールアドレス]	chiba@cistec.or.jp okamoto.miki@cistec.or.jp
I. 貿易外省令について	
1. 貿易外省令第9条第2項第七号	
【意見】	
1) 今回のインフォーム要件の部分の改正による客観要件への影響について	
<p>今般の改正は、ロとニであって、イとハについては現行通りです。これに関して、</p> <p>①ロとニの、いわゆるインフォーム要件に「（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」が追加されたのは、将来的な時間軸も視野に入れて、産構審小委提言での問題意識である「移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念」がある場合をこのような表現で特掲したものと理解しますが、こうした理解でいいでしょうか。</p> <p>②括弧書きでは「含む」となっており、これを踏まえると、既存の客観要件での「利用されるおそれ」の概念にも含まれるように受け止められる可能性があります。産構審小委提言の趣旨は客観要件にまで括弧内のおそれまでを求めるものではないこと、また、イ、ハの客観要件に係る告示にはそのようなおそれは書かれていないことから、客観要件では括弧書き内のおそれは含まれない、すなわち、現行の客観要件は影響を受けないという理解でいいでしょうか。</p> <p>③イ及びハにも「その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ」等という同様の文言がある所、ロ及びニに限定しているのは、事前報告を受けた重要管理対象技術の提供を対象にした官民対話で懸念の解消を図りつつ、懸念が解消されない場合に、インフォームで許</p>	

可申請を求めるといふ枠組みの一環であることによるものと理解していますが、その理解でいいでしょうか。

- ④上記の理解から、事前報告に関する案件について、インフォームによる許可申請と別途、客観要件による許可申請が二重に求められることはないかと理解していますが、その理解でいいでしょうか。

2) 括弧内のおそれによるインフォームと重要管理対象技術の関係について

ロとニの改正は、官民対話のスキームの一環として、事前報告を受けた重要管理対象技術を対象としたものであり、したがって、事前報告の対象となっていない技術（＝重要管理対象技術以外の技術）の提供について、括弧書きのおそれを理由として、インフォームがなされることはないかと理解していますが、その理解でいいでしょうか。

3) 契約後のインフォームの可能性について

- ①事前報告漏れの場合、輸出者等遵守基準で改善についての指導助言、改善命令の枠組みで対応がなされることとされています。その趣旨からすると、悪質ではない事前報告漏れの場合には、契約後もインフォームはなされないと理解していますが、その理解でいいでしょうか。
- ②事前報告漏れが悪質な場合には、契約後（提供前）であってもインフォームがなされる可能性はあるのでしょうか。

4) 括弧内の規定と、告示の重要管理対象技術との関係の明確化について

括弧書きの「輸出先において適切に管理しない場合において生ずるおそれ」は、官民対話の対象となる告示で定める重要管理対象技術に係るおそれであることは、説明資料からはわかりますが、省令と告示間ではその関係性は規定されず、文言としても抽象的であり、規制の内容が明確に理解できない憾みがあります。

この点に関しては、告示の重要管理対象技術と紐付けて、それがインフォームの対象となるということがわかるような工夫はできないでしょうか。

例えば、「おそれ」の箇所ではなく「その技術」の部分で紐付ける形にして、ロ、ニで、「その技術（告示で定める重要管理対象技術を含む）が～～～」と規定し、その「重要管理対象技術」を定める告示だけをまず定める（パブコメでの告示案の二号部分）。その上で、事前報告を求める告示として、現在の告示案の一号部分を定める、などのイメージです。

このような法令上の紐付けが難しいとしても、括弧書きのおそれは、告示にある重要管理対象技術に係るおそれを指すものであること（括弧書き内の理由によるインフォームは、告示で定める重要管理対象技術を対象とするものであること）がわかるように、通達等で明らかにしていただければ幸いです。

【理由】

今般の改正で、解釈等が変わるものと変わらぬものを確認したい。
また、省令のインフォーム規定と告示の重要管理対象技術（及びその定義にあるおそれ）とが明確に紐付けられるようにしたい。

II-1. 経済産業省告示第一号

1. 「又は」と「若しくは」の接続詞を入れ替える必要性

【意見】

告示一号の規定は、前半は地理的概念であり、後半は人的概念であり、「又は」と「若しくは」の接続詞を入れ替える必要がある、と思われます。

「外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者又は非居住者若しくは重要管理対象技術を 外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」



「外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は重要管理対象技術を 外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」

【理由】

外為法第25条第1項の規定と同じ趣旨であると理解しています。

2. 「その他の事業活動」の内容の明確化

【意見】

「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」については、行為類型を規定しているものと思われます。これに関して、

- ① 具体的には「外国法人への出資」「製造委託」の二類型のみで、「その他の事業活動」が、茫漠として、非常に範囲が広がっています。この「その他の事業活動」について、たとえば公募画面に添付されている「技術管理強化のための官民対話スキームの構築について」（以後、「概要資料」と略記）に記載の「ライセンス供与」とかの行為類型を、後述する要望のⅢ2の通達の「用語の解釈」やQ&Aで、対象となる事例、対象とならない事例をできるだけ例示いただくようお願いします。
- ② また、相手が専ら販売を業とする者は含まれないと思われますので、趣旨を明確にするため、これらの行為類型は「外国での製品開発や製造を可能とする」ということも規定上明記

をお願いします。

【理由】

より明確にすることで 報告者にとって、報告しなければいけない要件がはっきりし、報告漏れが防げると考えます。

3. 事前報告の対象となる行為類型の具体例を通じた明確化

【意見】

事前報告の対象となる行為類型について、具体的なケースの扱いについて明らかにしていただければ幸いです。

例えば、

- ①過去に技術移転を伴う契約を締結済みで、今後技術移転される案件の対応、
- ②製造装置の使用法の指導は使用技術移転だが、それにより対象となる品目の製造が可能になる場合の対応、
- ③対象となる品目(16 項)の製造図面を海外製造拠点に提供するために事前報告してインフォームがない場合に、同拠点が当該図面を更に外部製造委託先に提供することが分かった場合（当該国で規制されない場合）の対応

など、各企業の行為類型に関する解釈によって、事前報告の対応が変わるような可能性がないように、Q&A 等で分かり易く解説していただきたい。官民対話によって明らかにしていくものだと思いますが、対象に当たらない行為について事前報告が増えることは、企業にも経産省様にも負担となるため、明らかに行為類型に当たらない場合等を合理的に判断できるように類型化し明示いただきたい。

4. 「契約締結の 30 日前までに」と規定することを通じた不測の混乱の回避

【意見】

「契約締結前に」との点ですが、事前報告した場合、「概要資料」では、30 日以内に官民対話の結果を出すように書かれています。ただ、この点は、法令上は書かれていません。

極端な場合には、契約締結の直前に「事前報告」をし、その直後に契約締結しても、報告義務は果たしていることとなります。このような事態を防ぐために何らかの縛りが必要ではないかと思われま。

例えば、「契約を締結する三十日前までに」と規定すれば、報告後 30 日間は契約できないこととなりますから、上記のような想定していない（責任も追及できない）事態を防ぐことができると思われます。ご検討いただければ幸いです。

5. 対話（審査）期間の延長の場合における早期の文書による連絡の必要性

【意見】

事前報告後、官民対話のプロセスに入るわけですが、対話、審査期間が 30 日を超えそうな場合には、なるべく早いタイミングで、●日程度延長する旨の通知を文書で出すことをご検討願います。

【理由】

30 日を超える場合は事業者はいつまで待てばよいか分からず、技術移転契約／実施が進まなくなることでビジネス推進等に支障が出るため。

6. 官民対話の結果、契約に問題ない旨の文書による連絡の仕組みの必要性

【意見】

事前報告後、官民対話のプロセスに入るわけですが、官民対話の結果、懸念が払拭できない場合はインフォームがかかることは理解しますが、「懸念がなかった又は懸念が解消されたことによって、契約しても問題がない」ということのコンセンサスができた場合、これを貿易管理部の担当課（安全保障貿易審査課？）より、書面の形で報告者に対して交付される仕組みとするものの検討をお願いします。

【理由】

官民対話のプロセスは、貿易管理部というよりは、原局・原課が実質的に担当するイメージですが、具体的に誰と対話し、誰の判断によって懸念の有無が最終的に確定するのかが明確ではありません。事前報告は簡単なものであり、対話によって担当職員から問題ない旨口頭で言われても、どういう前提、理由によって問題ないと判断されたのかの認識の食い違いが生じる場合もあり得ると思われまます。また、原局・原課と貿易管理部との間の認識にも齟齬が生じないようにする必要があります。

経産省として正式に「事前報告事案について、官民対話の結果、懸念なし」ということを示されることによって、企業は安心して契約を締結することができます。

もし、経産省内又は経産省と企業との間の認識に齟齬があった場合、契約後に責任を問われたり、インフォームをかけられたりする事態になると、企業の事業の安定性が損なわれてしまいます。

このような企業側の不安をご理解賜り、ご検討方お願い致します。

7. 日本の親会社と 100%出資の海外子会社との間での、契約に代わる社内の機関意思決定の扱い

【意見】

「当該取引に係る契約を締結する前に」の「契約」については、日本の親会社と 100%出資の

海外子会社との間では、技術の提供を伴う取引を行う場合に、社内で機関意思決定のみを行い、契約の締結まで行わない場合が多いため、そのような場合には社内の機関意思決定を契約と同等に扱っても問題ないでしょうか。

【理由】

日本の親会社が海外生産子会社の100%株式を保有する場合、親会社が子会社を機能的に統制しており、親会社が子会社の生産品種等を機関決定するが、特段契約を締結まで行わないことが一般的なため、契約書を締結しない場合には、技術提供を行う親会社の機関意思決定も契約に代わるものとして扱って頂きたい。

8. 報告義務規定における、第25条第1項の技術提供取引の一環であることの明確化

【意見】

外為法第55条の8に基づく報告義務を課する場合、第25条の技術提供取引の一環としてのものということを明確にするために、第25条第1項に基づく技術提供として、ということを示示中に明記するよう検討をお願いします。

これは、以下の観点から必要となってくると思われれます。

- ① 「設計」、「製造」及び「技術」の用語の解釈は、役務通達と同じ範囲とすることを明確化すること。
- ② 許可例外の適用も同様であることを明確にすること（特にライセンス供与が対象となる場合、公知技術は除かれるということを確認すること）。

【理由】 役務通達の適用範囲は、外為法第25条関係であり、制定告示の根拠条文となる法第55条の8関係には適用されないため、これらの用語の解釈が不明確となるため。

9. 「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」の解釈

【意見】

「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」については、役務通達の利用の解釈の「製造とは」の「検査、試験、品質保証等」の製造工程上の技術ではあっても、建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）などの実際に「製品」に繋がる技術以外の技術の提供と理解しますが、特に「その他のこれに類する取引」についてはどのような取引であるかを例示いただきたい。

なお、「品質保証を可能とする取引」には歩留まり改善等の品質改善を可能とする取引も含まれるか、つまり報告の対象外であるか否かを確認したい

【理由】

役務通達は、外為法25条1項及び外為令17条2項に基づくものであり、告示で用いている用語は、このままでは一般用語でしかないと思われますので、前項の外為法第25条関係であることを明確化する手続は必要です。さらに「その他のこれに類する取引」を例示し、報告者が報告不要の範囲を判断できるようにする必要がありますと考えます。

10. 「～～～に規定するおそれが少ないことが明らかなもの」の「明らかな」の判断基準、及び民間側で判断することの困難さ

【意見】

ただし書きの「～～～に規定するおそれが少ないことが明らかなもの」の「明らかな」の判断基準はどのようなものになるのでしょうか。例示等お願いできれば幸いです。

【理由】

ここは、貿易外省令第9条第2項第七号ロ又はニの規定を引用していますので、この「おそれ」とは、「（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」も含まれてくるものと理解します。省令の場合はインフォーム規定ですので、政府の判断ですが、告示の場合、報告が必要か否かは報告者の判断に委ねられる、非常に重い規定であると考えます。

そもそも、報告者に将来的な時間軸での変化を見通すことは不可能であり、「明らかな」の類型（＝問題ないことが明らかな類型）を多く例示していただくか、この規定の見直しもお願いしたい。

II-2. 経済産業省告示第二号

1. 「重要管理対象技術」の定義部分の「であって」の「として」への修正要望

【意見】

告示中、「重要管理対象技術」の定義について、現行案では「おそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。」となっていますが、これを、「おそれが生じる技術として次に掲げるものをいう。」に修正方検討をお願いします。

【理由】

「管理しない場合において、おそれが生じる技術であって、」という部分について、事業者が、当該判断を求められているように見えます。ここでは、経産省がそのようなおそれが生じる技術としてリストアップしたものが「重要管理対象技術」と思われるので、その趣旨を明確化するため。

2. 削除

3. 事前報告の対象となる技術範囲の確認

【意見】

事前報告の対象となる技術範囲の確認をしたい。

- 1) 当該品目の設計、製造に用いられるにしても、汎用のものは除かれるか。すなわち、専用技術だけが対象か。
- 2) 当該品目の全体の設計、製造技術ではない一部の限定的な技術は除かれるか。
(たとえば、電子顕微鏡そのものではなく、部分品・附属品である、そのキーコンポーネンツ(センサー等)の設計、製造技術)
- 3) 貨物の需要者に提供する納入仕様書は除かれるか。
(たとえば、積層セラミックコンデンサの納入仕様書に構造図や材料名が記載されていても報告の対象ではないか)

【理由】

事前報告の対象になるか否かの対象技術の交通整理は重要であると考えています。

4. 「(一) 走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術」の範囲の限定要望

【意見】

ニ 電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

- (一) 走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術

「走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術」の範囲が広く、提供する技術が対象か否かの判断が難しいです。対象となる技術を明確にして頂きたいです。イ～ハは、部品又は材料に係る技術であるのに対し、ニは装置に係る技術であるので、例えば、ニもイ～ハと相当に、「電子線発生部、電子線の制御部及び又は試料の設置部の設計又は製造に係る技術」、「走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡に係る技術であって分解能 100nm の性能に到達し、又はこれを超えるために必要な技術」などのように対象となる技術を限定、明確にして頂きたいです。(注：光学顕微鏡における分解能の理論的限界が 100nm と言われています)

【理由】

- (1) 顧客に納入した電子顕微鏡を当社が納入先で分解・修理/オーバーホール作業をする場合、製造のための技術の提供となる場合があるが、作業の内容によらず顧客への提供として報告の対象かわからないため
- (2) 顧客に納入した電子顕微鏡における改造は、「使用の技術」ではなく「製造の技術」の認識

だが、すべて報告の対象となるかわからないため。例えば電子顕微鏡の機能に関与しない外観構造変更など、改造内容によらず報告の対象となるのか否か

(3) 電子顕微鏡の装置本体ではなく、装置の部分品を製造委託するような場合、今回の報告の対象かわからないため

(4) 尚、上記(1)、(2)に関して、分解・修理/オーバーホール、改造が、電子顕微鏡の機能に寄与する場合であっても、行為類型として報告の対象になるのかわからないので明確にして頂きたい。

(5) 装置の一部や部品に関しての委託が報告の対象になるかが明確ではない。

5. 重要管理対象技術の精査・見直しプロセスの導入要望

【意見】

重要管理対象技術は、日本の企業だけがもっている技術を独自規制することは理解できますが、他国の企業も同じレベルの技術をもっている場合、日本だけがレベルプレイングフィールドを保てず、不公平な状況に置かれてしまいます。フォーリンアベイラビリティの観点から明確に品目を決めていく必要があると思います。

【理由】

こうした観点からの精査・見直しのプロセスを是非設けていただきたい。また、追加や削除をするにあたって必要なプロセスであると思います。

6. ニの「(一)」の記載の削除(対象技術が一つしかないことによる)

【意見】

ニを次のように修正する。

ニ 電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

(一) 走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術

↓

ニ 電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術のうち、走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術

【理由】

重要管理対象技術を定める第二号ニについて、対象技術が一つしかないにもかかわらず、「(一)」とされているため、法技術的なルールによる見直しが必要だと思われます。

III. 「官民対話スキーム」の趣旨、運用について

1. 「官民対話スキーム」の趣旨、運用についての確認のお願い

【意見】

今回提示されている「官民対話スキーム」については、産構審小委での審議、中間報告等を仔細にフォローしている企業等にとっては、比較的理解がしやすいかもしれませんが、そうではない多数の企業等にとっては、従来の外為法の輸出管理のイメージとは異なるものであり、理解がなかなか容易ではないと思われます。

産構審小委の提言を踏まえたものとは思いますが、その提言内容が今回の官民対話スキームにどのように反映されているのかについて、理解を深められるようにすることが重要だと感じています。

産業界の自主管理支援を役割とする当センターとしても、それらの多くの企業等の理解を深められるように努めたいと考えております。

そのような観点から、改めて、「官民対話スキーム」の具体的趣旨、運用について、私どもの理解を確認させていただきたく、以下に記載した理解でいいかご教示賜れば幸いです。

(1) **「技術管理強化のための官民対話スキームの目的」**は、産構審小委提言及び「概要資料」でのご説明を踏まえ、概ね次のようなものと理解していますが、この理解でいいでしょうか。

『官民対話スキームの目的は、技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念があるが、技術移転の契約前の報告を基に官民が確実な対話をしていくことで、こうした懸念を払拭していくことにある。海外への技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的である。』

(2) **「報告の対象となる技術」**は、次のような理解でいいでしょうか。

『対象となる技術は、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術での内、時間的経過に伴う軍事転用懸念があり、我が国の企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれがあるため、厳格な管理を行う必要があるものから選定される。具体的には「告示」第二号に掲げる技術（重要管理対象技術）である。』

『それらの重要管理対象技術に該当するものがそのまま事前報告となるのではなく、懸念が強い取引の行為類型（他国での製造や製品開発を可能とするような技術移転行為）による場合に事前報告対象となる。ただし、「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」は対象外となる』

(3) **「報告書を提出する窓口（報告に関する事務の取扱い）」**については、次のような理解でいいでしょうか。

『報告書の宛先は「経済産業大臣 殿」であるが、具体的な提出窓口を（意見公募の画面に添付されている「技術管理強化のための官民対話スキームの構築について」にある通り、「貿易管理部」に提出する。具体的な提出先の「課室」については、別途明確に示される。』

(4) 「報告すべき時点」について、次のような理解でいいでしょうか。

『告示第一号では、「当該取引に係る契約を締結する前に」とあるが、「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴う」取引について、まだ細部が固まっていない段階でも、事前相談を行うことが推奨される。契約に至るだけの内容（情報）が固まった時点で、事前報告を行い、正式な官民対話プロセスに入ることになる。』

(5) 関連する「用語の解釈」について、次のような理解でいいでしょうか。

- ①「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」とは、『外国での製品開発や製造を可能とする行為類型をいい、その他の事業活動には、ライセンス供与（直接的な技術指導を伴わない公知技術だけのライセンス供与は含まない。）も含まれる。また、外国法人には、我が国企業の、いわゆる子会社（100%出資の子会社も含む）は含まれるが、専ら販売を業とする者は含まれない』
- ②「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」とは、『製造工程の技術ではあっても、直接的な製品化や組立て（アセンブリ）ではない、製造に付随する技術提供取引である』

(6) 「官民対話」の窓口と運用については、次のような理解でよろしいでしょうか。

『報告書の提出窓口は、貿易管理部の課であるが、対話は、製造産業局、商務情報政策局等の産業を所管する課（以下「所管原課」という。）が実際の窓口となる。重要管理対象技術ごとに、所管原課がどこかが示される。その技術の提供に関係しそうな企業は、「所管原課」に早期に相談して情報を提供し、密なコミュニケーションを構築することによって、正式な事前報告後の「官民対話」を円滑なものとするのが望ましい。貿易管理部は、この対話に連携・協力をする』

『企業は契約の30日前までに事前報告を行い、経産省は原則30日以内に何らかの結論を出す。懸念が解消されない場合等には貿易外省令に基づくインフォームを発出することがある。懸念がない、又は懸念が解消された場合には、契約をしても問題ない旨を企業に文書の形で連絡する。』

『経産省は、対話期間が延びる見込みの場合には、早めにその旨を延長期間の目途を文書にて連絡する。』

(7) 「インフォームの発出」については、次のような理解でよろしいでしょうか。

『対話を行う中で、技術流出の懸念が払拭されない場合、又は技術移転に際して条件を付すことが有効な場合は、経済産業大臣は貿易外省令第9条第2項ロ又はハに基づき、報告者に許可の申請をすべき旨の通知を発することがある。』

(8) 「報告の義務」については、次のような理解でよろしいでしょうか。

『貿易外省令第10条第4項では「遅滞なく、報告書を提出しなければならない」と義務づけているが、申告漏れに対しては、外為法の輸出者等遵守基準に基づき指導助言、改善命令を実施し、これに従わない場合や悪質な場合は、外為法第71条第九号に規定に基づき、罰則が科せられる場合がある。』

『法規制は一般的には遡及しないので、すでに実施している契約や実際に技術提供を行う時期が施行後であるものは、報告の対象外である』

(9) 「報告書の記載」内容については、次のような理解でよろしいでしょうか。

『「4 技術の種類、内容」については、告示第二号の「重要管理対象技術」のどれに該当するかを記載する。「5 取引の概要（目的、経緯、内容）」については、報告時点で判明している情報を記載する。』

【関連意見】

なお、報告書は、製造委託に係る契約の単位との認識ですが、例えば走査型電子顕微鏡の設計又は製造に係わる技術として一括の報告で良いのか、それとも設計又は製造の技術で分けるのか。また、図面、仕様書等の詳細の情報が必要か（その場合は、契約は同一でも契約に提供する技術の内容、方法等が明確に記載されていない場合、図面、仕様書、現地指導等の提供の都度の報告が必要か）わからないため、記載要領的なものを盛り込んでいただきたい。

2. 「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の制定のお願い

一趣旨・目的、運用等の全体像の理解促進のため法令上明確化。「仲介貿易運用通達」を参考に。

【意見】

「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の制定により、スキームの趣旨・目的、運用の全体像を法令の形で示していただくようお願いします。

【理由】

意見公募要領の1. 意見公募の趣旨・目的・背景には、「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」や「官民連携による技術管理強化の取組」と記述されていますが、実際に改正されるのは、貿易外省令の他には新設される「報告を求める事項」という告示であって、省令、告示だけを見る一般的な企業等においては、示されたような「官民連携による技術管理強化」はイメージすることは、難しいものと思われま

す。意見公募の画面に添付されている「概要資料」を読むことによって、何とか「官民対話スキーム」の意図と運用がわかりますが、それら制度制定当初の「概要資料」等は、法令を見る際に常に参照されるわけではありません（特に時間の経過とともに趣旨、目的が忘却される可能性があります）。

今回の官民対話スキームは、経済安全保障を担保する上でも重要な枠組みですから、産構審小委提言の趣旨を十分に反映し、スキームの全体像について関係者の理解を深めるためには、その趣旨目的や運用について制度として（法令（通達を含む）として）可視化する必要があると思われま

す。そのような観点から参考となるものとして、いわゆる「仲介貿易運用通達」（正式名称：「外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」）があります。これは、関係する規定を統一的に説明する通達ですが、仲介貿易に関する規定の全体像が理解できるものとなっています。

「官民対話スキーム」についても、「官民対話スキーム運用通達（仮称）」を定め、上記で確認させていただいたような項目について、詳細にご説明いただくことによって、産構審小委提言を反映した制度の趣旨・目的、運用の全体像についての理解が、産業界（あるいはアカデミア）全体において深まるものと思います。

3. 要望①

【意見】

公布前（少なくとも施行前）に告示（案）第二号イ（一）からニ（一）の10分野の記載について、すでに経産省のWebページである <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html> において提供頂いている本文「安全保障貿易管理ガイダンス [入門編] 第二版」および [別添4] 帳票に反映していただけるようお願いします。

【理由】

輸出者たる法人が経産省のご指導のもと、標記のWebページの帳票を参照していることから、各法人での実施状況の水準を担保するため整備することが望ましいと思われまます。

4. 要望②

【意見】

1) 今回の法令は、日本の大切な技術流出を抑止するための重要な内容であるため、世の中のすべての企業に、法令の趣旨が正しく伝わるよう経済産業省は啓蒙活動に努めていただきたい。

2) 法令上では「報告書の提出を命ずることができる」としか記載していない。

「官民対話」の精神は、法令上に反映されていないため、将来、「報告書の提出を命ずることができる」だけが残ってしまうことは不安であり、この不安を払拭いただきたい。

3) 官民対話については、「所管の原課の対応」が重要であると考えます。経済産業省には「所管の原課が適切に対応すること、対応が問題だった場合の改善方法」を検討していただきたいです。特に新しい分野については、担当原課が存在しない可能性もあります。そのような状況の中では、官民対話が成り立たないため、どの部門が窓口になるか、お示しいただきたい。

5. 概要資料

【意見】

1) 概要資料で示される P.3、P.6 運用の説明について

P.3 は今回の改正によって規制されている運用、P.6 の「所管原課」との対話は今回の改正で示される規

制内容の範囲ではなく、その下の「新制度に基づく」以降が今回の改正の内容であり、この対話の対象は「貿易管理部」を交えた対話とのことと理解しています。

すなわち、P.3では①事前報告、②官民対話、③インフォームの順になっているが、P.6運用イメージでは、①官民対話→②事前報告→③インフォームの順になっています。

その理解の場合「所管原課」との対話は

・「事業者・技術を提供する者」が「行わなければならない」という法的な規制はないとの理解でよいですか？

・法的な規制の範囲外である場合、今回提示 P.6 に示される運用について企業側はどのように対応することを求められるか（所管原課との対話の端緒など）、ガイドライン等によって示されるでしょうか？

・あるいは、早期に所属原課に相談し、官民対話を開始することが推奨されていることを踏まえて、将来、この運用イメージに合致しない運用にならないよう、省令・告示上も①官民対話→②事前報告→③インフォームになるよう早期の官民対話を促す記述をすべきではないか。

【理由】

概要資料で説明される運用のイメージが改正対象の省令・告示に含まれない部分があると思います。

「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴い、重要管理技術を外国において提供することを目的とする取引を行なおうとする場合」は非常に広範であり、特に海外子会社が重要管理技術を用いて生産を行っている場合には、日本の親会社が毎日のように技術支援を行っており、毎回報告を行うとすると、事業競争力を著しく阻害する。前広に所属原課と対話することで、本当に報告が必要な案件に絞ったり、ある程度包括的な報告を許容頂くなど、事業競争力を著しく阻害しない効率的な報告が実現できるよう運営頂くようお願いしたいし、資料もそのような方向で修正いただきたい。

6. 重要管理対象技術ではない場合の扱い

【意見】

重要管理対象品目に含まれない技術であって、外為令別表に掲載された技術でもない技術を海外に移転・提供する場合（大量破壊兵器及び通常兵器への転用の懸念はないものとする）、我が国が優位性を有する産業分野の技術であったとしても所管原課とこのスキームでの官民対話の対象にはならないと理解しますが、その理解で正しいでしょうか？ 念の為の確認です。

【理由】

今回提示された枠組みは、我が国が優位性を有するかどうかの点も含めた基準に基づいて経産省が選定した重要管理対象技術を対象としたものであり、民間サイドで優位性があるかどうかを判断するものではないから、提示された官民対話の対象にはならないと理解されるため。

7. リスト規制の技術移転の扱い

【意見】

今般は技術については外為令別表 16 の項に該当の技術を事前報告の対象としていますが、リスト規制該当技術の扱いはどうなるのでしょうか。リスト規制該当技術の技術移転の場合も外為法 55 条の 8 に基づく事前報告義務の対象になるのでしょうか。

取引内容が特別一般包括役務取引許可の届出の要件に該当する場合は、包括許可要領の「様式第 13 一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書」がありますが、個別許可対象に関しての扱いはどうなるのでしょうか。

【理由】

許可申請の対象については、契約書に「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨」を盛り込ませることで対処できるので、事前報告は不要ということを確認したい。